ウィグルの稱號トゥトゥングとその周邊

小田壽典

はしがき
一　稱號トゥトゥングを持つ人びと
二　アタイ＝トゥトゥングの周邊
三　キイツォ＝トゥトゥングの息子たち
むすび

はしがき

一〇世紀ころから一四世紀にかけて、中國新疆省の東部天山地方に西ウィグル國を建て、ついでモンゴル・元朝支配下にはいった、中世のウィグル人がどのような佛教用語を使用して社會生活を營んでいたのであろうか。とりわけ東西の混成的文化のうえに成立した社會にあっては、外來用語がどのような意味・内容を持っていたかを見きわめる必要がある。概して外來用語は受容期の用法に拘束され、膠着した意味によって長く特定の用語となるように思われる。たとえば、トイン toyïn（道人）は僧（比丘）[1]、バフシ baxšï（博士）[2]が師（Skt. guru）を意味したようにトゥトゥング tutung もまた、中國社會から受容し、ウィグル人の間では佛教徒の一稱號として用いられた。

ウィグル語の tutung は中國語の都統の音寫である。最初に、ミュラー F. W. K. Müller[3]（一九〇八）が言及して以來、

tutung の語釋は中國語の都統という官職名を加味して行われてきた。[4] ついでガバイン A. von Gabain 女史（一九六一）は寺院行政への俗權介入を示唆したが、[5] ようやく議論の對象になるのは最近のことで、敦煌の僧官制度の研究の成果によるところが大きい。[6]

ツィーメ P. Zieme 氏は次のように述べている。「トゥトゥング tutung の語は本來官吏の一高位を意味したが、寺院行政にはいり込み、のち第一線級のウィグル人にとって個人名を構成する部分としてみえる。これまでに四〇人ほどの人名に tutung という構成部分を持つことを確かめている。ウィグル語譯者であり、學者の Šingqo Säli Tutung や Küntsün (Kwyntswyn) Säli Tutung はもっとも重要な人物たちであるとみてよい」。[7]

また、ハミルトン J. Hamilton 氏は第三一回國際アジア・北アフリカ人文科學會議（東京一九八三）で、[8] 上記 Šingqo Säli Tutung の S'LY (säli/šäli) を取り擧げて、この、長い閒論議を呼び語源不明の稱號が中國語の闍梨（〜阿闍梨＜Skt. ācārya: 師）に由來するという新しい提案を行ったが、翌年 "Les titres šäli et tutung en ouïgour" と題してシェリ šäli について詳論するとともに、tutung（都統）にも言及した。「實際、中國語の稱號、都統は都僧統の略稱された一變形のようにみえる」[9] といい、中國本土の北西にあって中國語の人びとには、佛教徒ヒエラルヒーの長官を示したこの稱號が、一〇世紀の初めころから、同じ意味で tutung の形のもとで、ウィグル語に採用されえたと述べる。[10] かつて馮家昇は、北魏の僧官、沙門統（道人統）制度にみえる沙門都統[11]からの出自を說いたことがある。また道宣（596—667）撰、『續高僧傳』卷九「釋靈裕」の傳には「有敕令立僧官、……爲都統」[12] とあり、高麗・覺訓撰『海東高僧傳』卷一「釋義淵」の傳に「歷跨齊世爲都統、所部僧尼不減二百萬」[13] といい、さらに藤枝晃教授の研究になる敦煌寫本「牌子曆」(S.2729) にみえる「都統石惠揵」や「都統康智詮」[14] の事例からみると、僧官ないし僧尼の統率者という意味で中國ではかなり一般的に寺院行政に關して都統の語が通用していたようにみえる。そうだとすれば、意味のうえで沙門都統ないし都僧統の省略形として通稱されたとしても、それによってウィグル語へ官職の稱號としてはいったとは斷言できない。とにかくのち、モンゴル・

元朝期には漢文史料に「都通」と書かれることがあった。

ここでは、ウィグル出土文獻、つまり經典寫本の識語や契約證書などの私文書及び寺院公文書にみえるトゥトゥングとその周邊を探り、ウィグル佛教徒社會の一端を考察する。史料的制約からモンゴル・元朝期のトゥルファン盆地が主な舞臺であることを、はじめに諒とされたい。

一　稱號トゥトゥングを持つ人びと

ウィグル・漢文獻に現われる tutung（都統）はすべて個人名の構成部分である。それが官稱號を意味したか、寺院組織の稱號であったか、佛教徒の間の私的尊稱であったか、あるいは單なる人名の構成部分となってしまったか、さほど明らかでない。少なくともある時期には僧侶の尊稱に使われたことは疑いない。もっともそれを端的に示すのは、有名なトゥルファン壁畫題字であろう。[15] ベゼクリク窟院の第九洞にあった三人の漢人僧の壁畫題字は左から第一番目に「法惠都統之像」"Vapguy Tutung bäg-ning iduq körki bo ärür"（法惠都統殿の聖像はこれである）とあり、同様に第二番目「進惠都統」"Singuy Tutung bäg" 第三番目「智通都統」"Čitung Tutung bäg" の名稱がある。最近、森安孝夫氏が第三番目の智通を「釋智通」（『宋高僧傳』卷三）[16] に當てるのは、けだし卓見であろう。[17] 第一番目の法惠は漢文獻に同名異人が散見するが、『名僧傳抄』卷一の「高昌仙窟寺法惠」[18] はその傳説的名聲のゆえにもっとも可能性のある人物である。第二番目の進惠は寡聞にして漢文獻に同名をみないが、奴隷解放文書に相談者として名前がみえる Singuy Tutung bäg[19] は同名の人物である。ウィグル人の間で名聲を博した佛僧だった可能性を殘す。ともかくベゼクリク壁畫に描かれた三人の僧像は同時代の人物を寫實したものではない。三者同一の容姿・裝束の類型的僧像へ過去に實在したとみられる僧名を當てはめたのではなかろうか。したがって過去の漢人僧に對する稱號とみるかぎりでは、tutung（都統）は尊稱であり、人名の後におくのはウィグル語の語法である。

以下に、tutung（都統、都通）を持つ人名を列擧する。なお、固有の人名が漢字に復元されうる可能性を持つものは、實に半數前後に及び、それはもともとウィグル人か漢人かの問題を提起するが、いまはこの課題に立ち入らない。

（一）イナンチ＝トゥトゥング *İnanč Tutung（伊難支都統）[20]. イナンチは、敦煌僧官「沙州宋僧政等」への書簡差出人である。肩書の原文は、森安氏によれば、「賞紫金印校檢廿二城胡漢僧尼事內供奉骨都祿沓密施鳴瓦伊難支都統大德」とあり、この長い稱號の解釋も同氏の分析のとおり、「廿二城」は、マニ教寫本斷片の "qočo uluš ikii otuz baliq"（コーチョ（高昌）國二十二市）[21]にあたる。「內供奉」も *Qutluγ tapmiš ögä「骨都祿沓密施鳴瓦」（聖らかな奉仕せる顧問）と對應するとみられ、西ウィグル國の官職名と考えられる。敦煌の都僧統にも相當する僧官であろうか。個人名は İnanč であって、tutung（都統）は「大德」に相應しいウィグルの稱號とみなされよう。

（二）シングコ＝シェリ＝トゥトゥング Šinggo Šäli Tutung. シングコは、ビシュバリク人で『金光明經』、『慈恩傳』その他のウィグル譯者であることはよく知られる。人名は、ツィーメ氏（一九七六）によって、一四世紀前半（一三四七年）[22]のウィグル折本版本の漢字丁附とともに印刷された「勝光法師」の「勝光」に比定されたが、同氏は同じ人物とみることにはなお愼重のようである。[23] ただ稱號 säli（闍梨：ハミルトン說）が "qonïm du vapši sali bäg"［＊觀音奴法師 Šäli bäg］[24]の例からみて「法師」と同程度の意味を持った可能性は大きい。

（三）キュインツイン＝シェリ＝トゥトゥング Küntsün (Kuintsuin) Šäli Tutung. キュインツインも、ビシュバリク人で『慈悲道場懺法』（大正四五、一九〇九）のウィグル譯者。譯經の施主名は İl Ävirmiš Alp Qutluγ Arslan（國の向き夫人）ウクリト＝テングリム Üklit Tängrim の第三子云々と讀みたい。[25] そうだとすれば、譯者は西ウィグル國時代に屬する法師とみられる。人名の讀み Kuintsuin（＊玄泉）はツィーメ氏の提案である。[26]

（四）カルン＝シェリ＝トゥトゥング Qarun Šäli Tutung. 書寫人。詳しくは不明。[27]

（五）キタイ＝シェリ（？）＝トゥトゥング *Qïtay Šäli (?) Tutung（合台薩哩都通、乞台薩理）[29]. キタイは、ビシュバリク人で、『根本說一切有部出家授近圓羯磨儀範』（大正四五、一九〇四）及び『根本說一切有部苾芻習學略法』（大正四五、一九〇五）の漢譯者である。元帝師パスパの序文（至元七年：一二七〇）に「譯主生緣北庭都護府、解二種音、法詞通辯、諸路釋門總統、合台薩哩都通」（大正四五、九〇五頁上）とあり、『至元錄』序の「弘敎大師合台薩里」（大正別卷二、一七九頁）にほかならず、肩書から『元史』卷一三〇（阿魯渾薩理傳）の「乞台薩理」である。『元史』の傳によると、「畏兀人、祖阿台薩理、精佛氏學、生乞台薩理、襲先業通經律論、業既成、師名之曰萬全、至元十二年入爲釋敎都總統、拜正議大夫、同知總制院事、加資德大夫、統制使、年七十卒、子三人」とある。[30] この家に襲名となった「薩理」（sali/sälï）が見掛けのうえでウィグル口蓋音の šäli と一致しないにしても、別の來源を想定する理由はなさそうにみえる。元朝へ入朝する（至元十二年：一二七五）以前の日附を持つ史料の稱號「都通」（tutung）がウィグル佛僧としての尊稱であることを示唆する。以上、人名に šäli の稱號を伴う人物が勝れた學問僧であり、とりわけ乞台薩理が妻子を持つ家產僧であったことは注目されてよい。

（六）シャビ＝アタ＝トゥトゥング Šabi Ata Tutung.[31] シャビ＝アタは、ウィグル譯寫本『慈悲道場儀法』（上記第三）の供養主で、寫經の時に挿入された施主名である。「われらシャビ＝アタ＝トゥトゥングと（その夫人）ボルティ＝テングリム Bolti Tängrim」などとみえる。譯經と同時代ではなく、寫本の正書法は後期を示すようである。なおこのテキストの研究者のヴァルンケ Warnke 夫人は "Novize Ata Tutung" とし、ツィーメ氏も「沙彌の Ata Tutung」と解するが、「沙彌の父都統」の意味にも考えられる。つまり、Šabi Ata は固有の名前（通稱？）であって、もし沙彌（šabi）の身分を示すならば、トンガ＝ブカ＝シャビ Tonga Buqa šabi (BM Or. 8212-75A)[32] のように書かれるものと思うが、どうであろうか。

（七）シングツイン＝トゥトゥング Šingtsuin Tutung.[33] 同上經典の寫本供養者。ツィーメ氏によれば漢名は「勝泉」。

（八）チグイ＝トゥトゥング Čiguy Tutung.[34] 同上経典の寫本供養者。ツィーメ氏によれば、漢名は「智慧」。

（九）バンチャク＝トゥトゥング Bančaq Tutung.[35] 同上経典の寫本供養者。またバチャク Bačaq Tutung とも讀みうるという。

（一〇）アンツァング＝バフシ＝トゥトゥング Antsang Baxši Tutung（安藏）.[36] アンツァングは、ビシュバリク人で、『四十華嚴』他のウィグル譯者、作詩者。モンゴル・元朝のアリク＝ブケ、クビライに仕えた（一二九三年沒）。詩文に Antsang qanlim kävši（安藏翰林學士）とみえ、元朝下の官職を示すが、見出しの名稱については、"idimz igämz ... iligimz arïγ bökä tigin yrlïγ-inga, kntü dintar-i kinki bošγutluγ biš baliq(-lïγ) antsang [b]axši tutung"（われらが主君、アリク＝ブケ皇子の命令により、彼の（侍）僧、後學のビシュバリク人、アンツァング師トゥトゥング）とある。安藏の傳記はすでに述べたことがあるので、ここでは省略するが、「聞父兄講誦、卽了大義」（神道碑、小田　一九八五、一二五頁）といい佛家に生れ妻子を持った。

（一一）アスィグ＝トゥトゥング Asïγ Tutung.[37] 作詩者。プラティヤ＝シリの作詩を撰述するところから元朝時代の人物である。

（一二）チスイン＝トゥトゥング Čisuin Tutung.[38] 作詩者。詩行に Taydu（大都）の語がみえるので、やはり元朝下の人物である。ツィーメ氏はこの人名に「智泉」[39]の漢字をあてる。[40]

（一三）サリグ＝トゥトゥング Sarïγ Tutung. リュクチュンゲの人でタントラのウィグル譯寫本の書寫人である。元朝諸王（西寧王）のアスタイ王子の令旨によって沙州で書寫した（一三五〇年）。

（一四）トイン＝トゥトゥング *Toyïn Tutung（脫印都統）.[41] 元朝時代のウィグル語譯者。

（一五）コンイムドゥ＝トゥトゥング *Qonïmdu Tutung（觀音奴都統）.[42] トゥルファン出土殘紙漢文・ウィグル文斷片にみえるウィグル譯者。漢文經典寫本の一斷片に、經文の上欄に別字で「觀音奴都統所別譯」と書かれる（表面）。そして裏

面に左から「別譯文之第一帙訖無安爲」（黃文弼の解讀）と一行があり、四行のウィグル文が續く。ウィグル文第一行は“biryik-ning baš čir tügädip”（別譯の初帙はおわって）と讀める。(43)

（一六）トゥケル＝テミュル＝トゥトゥング Tükäl Tämür Tu〔tung〕. 頭韻詩の書寫人（作者?）で、沙州（šačü balïq）で、トンガ＝ブカ＝シャビと分擔して書いたともある。

以上、ウィグル・漢文譯者、作詩者、書寫人は、いうまでもなく佛教經典、佛教詩文學の專門家であり、僧侶の身分にあったと思われる。ところで、僧（toyïn）は、原則としては“ävdin barqïn ünüp toyïn šmnanč bolmišlar”（家より、財より出て、僧・尼となった）(44)とあるように、出家することであり、また、爲政者の許可を要したことはいうまでもないが、師僧に就いて學習し佛家の傳統を繼ぐことはもとより、妻子を持つ家產僧が存在したのである。(45)『元史』の「釋老傳」に載るウィグル高僧のプラティヤ＝シリ（必蘭納識里）が妻のあったことを知る。

要するに、西ウィグル國ではイナンチ、シングコ、キュインツインの場合におけるように、中國語で「大德」や「法師」と稱せられるものがトゥトゥングの稱號を有した。少なくともイナンチは僧官的地位にあった。次に、キタイ＝シェリ（?）やアンツァングは佛家に生れ師僧につき、モンゴル・元朝期に第一級の僧官、學者僧となった人物であり、この時期にもトゥトゥングがひどく値打の落ちた稱號(46)になっていたとは思われない。いずれにしても僧侶に對する稱號であって、ウィグル人の閒では家產僧の存在は無視できぬものであったことを注目しなければならない。

二　アタイ＝トゥトゥングの周邊

ウィグル契約證書などの私文書にみえるトゥトゥングのなかで、アタイ＝トゥトゥング Atay Tutung は、もっとも注目に値する。この人物を取り卷く私的交際關係に興味深いものがあり、山田教授をはじめ先人の研究によってウィグル佛教徒社會の一面を知りうるので、多少詳しく述べる。

(一七)アタイ＝トゥトゥング Atay Tutung (阿體). アタイは、いわゆるピントゥング Pintung 關係の四文書に登場する。[47] 第一文書：アタイ交付の男奴ピントゥング賣價領收書、[48] 第二文書：アタイ交付の男奴ピントゥング賣渡契約書、[49] 第三文書：シウサイ交付の男奴ピントゥング解放文書、[50] 第四文書：男奴ピントゥングの嘆願書。[51] 以上四文書の關係と內容の概略は次のようである。

漢人のピントゥングは幼少のとき、書字・教學を習った。それは、アタイの家で男奴として家內勞働に從う以前からか、アタイの家であったかどうかは明らかでない。とにかく僧になろうと思ったが、奴隷身分から解放される條件も整わないまま、すでに四十歳に達していた。漢人僧の定惠大師らに相談したところ、現在の「主人」が引き取って奴隷から解放するという。話がまとまり、定惠大師の法友である漢人のシウサイ大師 (Sivsay Taysi) が九錠の寶鈔を代價にアタイから買い取ることになった。分割拂いされたので支拂完了の日に賣渡契約書（第二文書）の調印が行われ、アタイは別に九錠の寶價領收書（第一文書）を書いた。同時に、シウサイは「官民の前で」解放文書を書き、ミングベギ（千人長）官の捺印が行われた。その、解放の認可狀でもある自由證書（第三文書）はピントゥングに手渡された。ただし解放の條件はシウサイ（とその夫人）の死後に發效するものであった。かくしてピントゥングはシウサイに引き取られたが、當面は依然として奴隷身分で「わが主人」に仕えねばならなかった。その「主人」は自由證書を預かるというので、差し出した。ところがピントゥングが證書のことを訊ねると、主人は「何處かへ置き忘れた」、「ひとに盜まれたか」、「わたしのものをお前は取った」といい、今になって「私を轉賣する」と言っているようだ。「國王の御名において僧侶となり福德を施せよ」といい、自由證書を交付し、「私」を引き取って下さったはずである。宜しく御高配を賜りたい、と、ピントゥングは所轄の官へ嘆願書（第四文書）を書いたのである。ピントゥングの嘆願書で「わが主人」というのがシウサイ大師であることは閒違いない。[52] 第一文書の漢文添書では、アタイはこの人物を「大聖都通」と呼んでいる。ただこの嘆願書に日附はなく實際に受理されたかどうかも全く不明である。他の三文書の日附「龍年第八月二十六日」は、第三文書の末尾の漢文添

書に「庚辰」とみえ、元朝至元一七年（一二八〇）に當ることに、これまで異論はないようである。

第三文書によると、漢人僧のシウサイ（大聖都通）は「コーチョ（高昌）にあるアタイ＝トゥトゥンゲのところのピントゥンゲと名付ける四十歳の中國男子を、經典を知るゆえ」[53]に買い取り、「われシウサイ大師に、わが妻に、〝長子〟となり、わが家財を管理して行けよ。われらこの後死せば、シンキンゲ＝シンイン Sinking Sin-in（新恩）を頭とするわが息子らとわが家を執務し訊ね合い相談して行けよ。わが息子らと和合しえざれば、ピントゥンゲはわが家の何某にも束縛されずに自身が上方の山へ下方の砂地へ行くとも四道は自由となれ」[54]とあり、末尾漢文の添書に「庚辰禊捌月念六日給與新恩沙彌善斌收執」[55]といい、新たに陛下の恩惠をえて沙彌となったピントゥンゲ（善斌）にこの證書が給付されて彼が收執したことを記す。この文面は、嘆願書に「お前に始から自由證書を與えよう」[56]、「わたしが有る（＝生存する）限りわたしに敬い仕えなさい（從來どおり奴隷身分をいう）。それから靜かに居れば、四道は自由となり、思い通りに僧侶となる」[57]とピントゥンゲが「主人」の言葉を引用する內容とまさしく一致する。要するに第三文書の自由證書は上述したように奴隷主シウサイの死後效力を發することをピントゥンゲも承知し、沙彌としてシウサイに仕えることになった。すなわちこの自由證書は事實上遺言狀の意味合いを持ったと思われる。證書の證人として實在の人物でなく、神名も登場することである。すでに山田教授が注目され、同樣な文言を、やはり解放文書の一つに見いだしておられる。[58]戶主が重病になって臨終に、家童を解放し手交した自由證書である。おそらく死後の幸福を自ら祈り、佛教徒の功德表現の一つ「放家童從良」にあたる行爲だったに違いない。[59]佛法に歸依する人びとの守護神の四天王[60]や同樣な意味を持ったはずの七母天[61]を證人とする必要があったのである。つまり、ピントゥンゲが愁訴した目的は手放した自由證書を取り戻すことにあった。シウサイは「その證書類を何處かへ置き忘れた」[62]といって自由證書を反故にしたかったのかも知れない。ここで證書類（bitiglär）と敢えて複數になっていることが注意される。第一、二文書はシウサイが保管すべきもので、第三文書の自由證書もピントゥンゲから彼が取り上げたものであり、奇しくもこの三通の「證書類」が一括して發見されたことは暗示的である。ピントゥ

ング關係文書はコーチョ（高昌）におけるウィグル人のアタイと漢人大師たちとの交渉を示す具體例の一つでもある。漢人男奴のピントゥングは嘆願書のなかで、主人たるシウサイを含む定惠大師らについて、「Tiguy Tayši（定惠大師）を始めとする Qitay（漢人）の大師たち」という。[63] ティグイ Tiguy は、アタイがシウサイへ手交した賣價領收書の漢文面に「定惠」とみえる人物にほかならないが、この漢文面はおそらく形式的（ないし公式の）ウィグル文領收證書に加えて、アタイ自身によって代價受領の經緯を記載する必要があったからであろう。[64] 上端が少し切れて、しかも難解なところもあるが、馮家昇ら（一九五八）によって解讀されたテキストに從い譯解を示すと、おおむね次のようであろうか。[65]

たつ年（一二八〇）八月二十六日に「善斌」（Pintung）の賣買のために支拂われた金錢（鈔）の詳細は以下のとおり。……九日、十一日に支拂われた時、「小于諸」の一家と「引年」・「條六」が證人となった。……「大聖都通」（Sivsay Tayši）が「麼床」に連れて行き支拂われた時、「定惠」（Tiguy Tayši）と「宋吾?」が證人となった。「當日」（二十六日）〔までに〕八錠鈔の金錢を手交しおわった。その金錢は「阿體」（Atay Tutung）が受領し持ち去った。一同と母の「伴撒南娘子」はともに〔連名で〕一筆書いた。なお受領すべき一錠を殘し、また「大聖都通」がいくばくかの鈔（紙）を支拂ったが二兩に達せず、「當日」（二十六日）に「兩家」は面會し〔殘額を精算し全部で〕九錠鈔を〔阿體は〕受領しおわったので、この書つけを自身の手で書いて記となした。第二文書の賣渡契約證書に賣價九錠鈔の授受が契約證書作成の日附（たつ年八月二十六日）に遲滯なく完了したことを記載しそれが正式な行爲だったようだ。ウィグル人と漢人との間における取引のうえ、複雜な金錢授受の經緯があったので、漢文で添書された。このような特異な事情によって、男奴の賣主アタイとその周邊の人的交流が幾分かわかることは僥倖である。これまでに登場した人物で、證人の「定惠」（Tiguy Tayši）と「小于諸」の二人は、別に二つの文書にも見いだされる。

その一つは、[66] 定惠が Sayosi（Šayosi）なる人物へ賣った奴隷と代價取引の完了を示す證文らしく、證文の裏面の右下に漢文で、「定惠取一（?）錠十五兩與我的文字記」（定惠は一?錠十五兩を受取り、われに與えた證文、記す）と、證文の受領

者が添書する。Šayoši（馮：蕭氏と譯す）は、先の「小于諸」ときわめて近い音譯で、また馮家昇（一九六〇）發表のもう一つの文書に Siyosi（Šyoši）Tayši（この文書には漢文面も添書され、「蔡氏大師」とあるという：蕭氏？）[67]とある人物にあたる可能性がある。

以上要するに、アタイ＝トゥトゥングは「定惠大師を始めとする漢人の大師たち」のシウサイやシャオシ（蕭氏？）などと親近の交際を持った。シウサイは妻子を持つ一方、カヴ＝バフシ K(a)v Baxši なる人物を師匠・先達と仰ぐ大師であった。アタイは彼を「大聖都通」と呼ぶが、おそらくウィグル人にそのように通稱された漢人僧だったのであろう。[68]

（一八）トゥルミシュ＝トゥトゥング Turmiš Tutung. 第三文書にアタイとともにシウサイ大師の親族としてみえる。

その他、いくつかの私文書にトゥトゥングを名乘る人物が見いだされる。以下に列擧しておきたい。

（一九）シングイ＝トゥトゥング Singuy Tutung（進惠）[69]. 男奴ブカ＝クリ Buqa Qulï 自由證書の相談者。キョニ＝クズ Köni Quz という人物が男奴の解放者でシングイ Singuy Tutung bäg と婿のリケに相談して證書を作ったとあり、上記の四天王、七母天を證人とする。兄のブクサング＝トイン Buqsang Toyïn の面前でカヴシン＝トゥトゥング Qavsin Tu〔tung〕が代書した。シングイはベゼクリク壁畫の僧名と同じであり、USp 第七四番（TII D 147a）施與リストに同名の者がいる。

（二〇）カヴシン＝トゥトゥング Qavsin Tu〔tung〕[70]. 男奴ブカ＝クリ自由證書の代書人。前記參照。

（二一）ヴァプツォ＝トゥトゥング Vaptso Tutung（法藏）[71]. 施與リストに載る人名。きび借用契約證書の計量桶所有者で代書人。なお Vaptso Tu（Ry 2734：山田一九六七、七七—八〇頁）[72]も同名の略稱である。

（二二）トイン＝クリ＝トゥトゥング Toyïn Qulï Tutung. 奴隷賣渡契約證書の代書人。人名は「僧奴」の意味。

（二三）イグナ＝トゥトゥング Yïγïna Tutung. 銀借用契約證書の代書人。[73]

（二四）オズ＝カナ＝トゥトゥング Öz Qana Tu〔tung〕. 證文の立會人で代書人。[74]

(二五)ヤムチュル＝トゥトゥング Yam-čur Tu〔tung〕.[75] 銀借用契約證書の代書人。
(二六)カリムドゥ＝トゥトゥング Qarïmdu Tutung.[76] ボルミシュ Bolmiš 質子契約證書の代書人。
(二七)カンブクドゥ（サンブクドゥ？）＝トゥトゥング Qambuqdu（Sambuqdu？）Tutung.[77] ボルミシュ質子契約證書の質主。サンブクドゥと讀んだ方がよいかも知れない。「僧」（toyïn）である質子を預った質主も僧身分であったに違いない。
(二八)クルンチュング＝トゥトゥング Qulunčung Tutung.[78] 土地賣渡契約證書の證人。
(二九)ヴァプソ＝トゥトゥング Vapso Tu〔tung〕.[79] 土地賣渡契約證書の買主。
(三〇)サカ＝アパ＝トゥトゥング Saqa Apa Tutung.[80] 土地賣渡契約證書（斷片）の買主？
(三一)ビュドゥス＝トゥトゥング Büdüs Tutung.[81] フェルト借用契約證書の借主。
(三二)カヴシドゥ（カイシドゥ？）＝トゥトゥング Qavsidu（Qaysidu？）Tutung.[82] 銀借用主？
(三三)スザ＝ケド＝カヤ＝トゥトゥング Sutza Käd Qaya Tutung.[83] 遺言狀の立會人。Sutza（Šutza）は「首座」のような語が浮かぶが確かではない。
(三四)スザ＝エドギュ＝トゥトゥング Suuza（Sutza？）Ädgü Tutung.[84] 不明。
(三五)シンツィ＝トゥトゥング Sintsi Tutung.[85] 不明。

三　キイツォ＝トゥトゥングの息子たち

最後に、寺院公文書に關して觸れておきたい。ツィーメ氏によって發表された寺院免稅證書はたいへん興味深い內容で、トゥルファン地方の佛教寺院を取り卷く社會狀況を具體的に示す史料といってよい。二文書のうち一つ（Ziemе, Text B: T III M 205c）[86] には、ピンツォ＝トゥトゥング Pintso Tutung とリグイ＝トゥトゥング Liguy Tutung 及びグイツォ＝

シラヴァンティ Guytso Šilavanti の三人がこの證書の受領者である。文書の末尾には大きな角印（官印）[87]があり、正式な證書であったことを示す。首部を缺く斷片であるが、前任者と思われる尊者（人名缺）の異父兄弟（？）のピンツォとリグイらへムルトゥルク阿蘭若處を委ねることを述べる。

（三六）ピンツォ＝トゥトゥング Pintso Tutung. ムルトゥルク阿蘭若處「住持？」證書の受領者。

（三七）リグイ＝トゥトゥング Liguy Tutung. 同上の者。

さて、この文書を「住持」證書とすることは檢討課題である。「尊者の後、リグイ Liguy Tutung を頭とし、三人がムルトゥルク阿蘭若處に常住して、夏冬安居し、結制をなし、われらに福德を與え坐住せよ。この阿蘭若處に所屬の土地・葡萄園に、šazin ayγuči（宗教監察官？）や地方官（il bägälär）[88]を始めとし、誰彼も參入させてはならない」という。夏冬の結制安居をうたい、ムルトゥルク阿蘭若處が安居（修行）僧の道場であったことを窺わせる。次に、もう一つの文書（Zieme, Text A）には、ティツォ Titso という人物の名がみえ、マーロフ S. E. Malov 發表のレニングラード蒐集品の三點（URD Nos. 1, 2, 3）と關連する。後者の三點については山田教授の研究によって文書の性質が明らかにされた。ツィーメ研究のベルリン蒐集品もラドロフ W. Radloff（USp Nos. 83, 88）によって公表されたものだが、これら五文書はキイツォとその息子ティツォらの生活狀況を寫し出す。まず、トゥトゥング[89]を名乘る人物は以下のとおりである。

（三八）キイツォ（カイツォ？）＝トゥトゥング Qïytso（Qaytso）Tutung. ティツォの實父。

（三九）エルギュル＝トゥトゥング Älgür Tutung. ティツォの弟、アンツォ Antso 養子契約證書の代書人。

（四〇）ヤクサムドゥ＝トゥトゥング Yaqsamdu Tutung. アンツォ養子契約證書の立會人。

（四一）アサン＝トゥトゥング Asan Tutung. ティツォ關係受領證書の證人。

次に、五文書の性質は、第一文書：人質文書[93]、第二文書：養子文書[94]、第三文書：養子文書[95]、第四文書：受領書[96]、第五文書：寺院免稅證書（「住持？」證書）[97]である。

キイツォの息子のティツォは三年の契約で質子として、チンツォ Čintso Šilavanti のもとに預けられた（ツィーメ説、一二二七年）（第一文書）。（成長するに及び）、今度はチンツォ尊者へ養子として賣られた（一二三八年）（第二文書）。（ティツォの實家は貧しかったか、または何かの事情があって）、兄のアンチュク Ančuq も生活の糧にことかくありさまだったので、ティツォは相談にのり弟のアンツォを親戚のトイナク Toynaq Šilavanti に養子として賣り、二十兩の銀を受領した。トイナクにはサンボドゥ Sambodu（＊三寶奴）[98] という息子がいたが、アンツォをその實子と平等に扱うという契約で、ヤクサムドゥ＝トゥトゥング Yaqsamdu Tutung とバイ＝エケ＝シラヴァンティ Bay Yäkä Šilavanti 及びタイリドゥ＝シラヴァンティ Taylidu Šilavanti の面前で證人をつけて證文に調印した（一二四一年）（第三文書）。その後、ティツォはシラヴァンティ šilavanti を稱するようになったが、キングヅイン Kingdsuin Šilavanti のところにいる門弟？[99] の七十二人を預かるほどであった（一二四九年）（第四文書）[100]。（一二五九年、宗主權者のモンゴル朝で憲宗メンゲが急逝した頃まで？、ティツォはムルトゥルク蘭若を代表する尊者であったらしい）。羊の年十二月二十八日附でウィグル王家を通じてこのムルトゥルク蘭若に免税證書がくだされた（第五文書）。（おそらくティツォ尊者が何らかの事情で退任したので）、ヴァプツォ Vaptso Šilavanti を頭とするシラヴァンティたちに寺領・莊園（葡萄園）が施與（lab: Skt. lābha）[101] とされ、賦役の義務を免除されて、寺院の活動に專念するように敕書を賜ったのである。

以上、ツィーメ氏の所論に從い、ティツォの經歷を素描してみた。文書の年代比定には二つの前提がある。第一は第三文書の違約罰文言に、「オゴタイ軍には二明馱を獻呈し」（山田　一九七二a、二四二頁引用）とあることにより、この文書が太宗オゴタイ＝カンの治世（一二二九―一二四一）の戊年（一二三八）に比定される[102]。第二に、ティツォはチンツォの養子となり、シラヴァンティそして ayaγqa tägimlig（尊者）と稱するに至った。尊者という稱號は、高位の僧を敬って呼んだ尊稱が寺院組織の地位をも示す稱號として使用されたとみられる[103]。それでは第五文書（Zieme, Text A: T III M 205; USp No. 88）のテキストをツィーメ氏の研究にもとづいて紹介しておきたい。この文書の內容をいくつかに區分してみると、

（一）日附〔第一行〕
（二）敕書の交付者の關與〔第二―五行〕
（三）前任者への經過〔第六―九行〕
（四）敕命の事由〔第一〇―一六行〕
（五）新任者（後繼者）への委囑〔第一六―二三行〕
（六）委囑の內容〔第二三―四七行〕
（七）敕書の授與〔第四七―四八行〕

（一）日附は羊の年十二月二十八日が一二六〇年二月十日にあたる。（二）ムルトゥルク Murutluq はこの文書の取得地である Murtuk の語源となった阿蘭若處の名稱で、阿蘭若處（arayadan～aryadan）は Skt. araṇyātana に由來する。[104] 次にカディル＝ビルゲ Qadïr Bilgä Tängri ïlig qutï が西ウィグル國の阿薩蘭ウィグルないし亦都護（ïduqqut）王家の系譜に屬するものであることは問題ない。[105]（三）これ以前にティツォ尊者とヴァプツォを頭とするこの阿蘭若處に同樣の敕書が下賜されたことを示唆する。（四）後任者に對し寺領の安堵と閣下（王家）と國・民への祝福に勤めることを約束させる。（五）あらためてヴァプツォ、トイン、クタドミシュ＝アパ、ノムダシュ、ブヤンチョグを始めとするシラヴァンティたちへ委囑する。（六）委囑の內容を箇條書すると、

（イ）寺領の葡萄園や土地はヴァプツォを始めとするムルトゥルクに居住するシラヴァンティ、シェリ śāli たちが管理すること。
（ロ）收益によって阿蘭若處をととのえ、手をいれ、發展を協議し、經營すること。
（ハ）城市にある寺院（Skt. vihāra）にいるような上座（Skt. saṃghasthavira）シェリ[106]となって、徒食してはならないこと。
（ニ）このシラヴァンティたちが管理し、そのあとも同樣で、ここに常住するもの、シラヴァンティとシェリが管理する

こと。

（ホ） 城市や國に居住する衆徒を參加させてはならないこと。

（ヘ） ここに居住するシラヴァンティとシェリたちも今後城市や國に居住してムルトゥルク阿蘭若處を管理し、常住するものに干渉してはならないこと。

（ト） 倉庫吏はこの葡萄園から革囊稅（qap birt）、棉花耕地から田租（tüntsui）を取り立ててはならないこと。

（チ） 's'wlw（?）大稅（ulur birim）の官布（quanpu）・胡麻（künčit）・棉布（böz）・葡萄酒（bor）・衣服（čopra）を始めとし公課（irt birt）を徵收せず、勞役（iskü č）を課してはならないこと。

（リ） ムルトゥルク阿蘭若處に居住するシェリたちへは、城市の周邊から、法衆から、basïγ täsig・家屋（稅）の羊（tütün qoyni）・家屋（稅）の牛（tütün uti）を始めとして、如何なる賦課をもたらしめないこと。

（ヌ） 葡萄園へは渠掘人たちや水見張り人を立ち入らせてはならないこと。また葡萄棚の紐・支柱をも徵收してはならないこと。

そして、（七）それ故にこの tuta turγu 敕書をわれらは授與させたもうたという。

この文書は極めて關心をそそる內容であるが、容易に解明しがたいことが多い。まず、宗主權者であるモンゴル爲政者の介入が直接字句に表現されていない。あるいはこれは、一二六〇年というモンゴル政權轉換期の閒隙を縫ってウィグル地方政權が偶然に露出したものであったかも知れない。この文書に官印のないことも關連して今後の課題である。次に、この僧院の構成員を示唆するシラヴァンティ šilavanti（〜Skt. śīlavat: 持戒（者））[107] とシェリ šäli[108] の用語である。そしてさまざまな稅目が目立つことである。これらの問題は西ウィグル國地域の寺院制度と直結した大きな課題であろう。ここでは、この文書の性質に關して一言觸れるに止めたい。多くの文言が寺院の不輸不入權に言及することから、この文書は寺院免稅證書（Steuerbefreiungsurkunde）と名付けられたが、最後の tuta turγu の意味は必ずしも明らかでない。け

だし明確なことは、寺院住職の交替に際して令書の形式で出された新任（後継）者への認可狀のようにみえる。主權者の側からすれば、寺院・寺領の安堵狀であるが、この文書の主旨は、ヴァプツォを頭とするムルトゥルクに居住するものに對して、この日からムルトゥルク阿蘭若處をして、われらの閣下（ウィグル王家）は主宰せしめ、居住者が寺領の葡萄園・土地を lābha（Skt.: 利養、施與）として取る（lab tut-）ことを命令したものである。つまり「寺院居住者が利養する物として取り、常住すること」（[lab] tuta [täprämädin] turyu）という意味には取れまいか。[109] いわゆる「住持」（安住護持）の意味に近い表現ではないだろうか。一つの提案である。

むすび

以上、ウィグル・漢文獻からトゥトゥング tutung を稱する人物とその周邊を探り、ウィグル佛教徒社會の一斷面を考察した。ウィグル語の tutung が中國語より導入された背景からみて、僧官ないし僧尼の統率者のような高位の僧に對する稱號であったことは疑いなさそうであるが、しかし中國の僧官制度におけるような官稱號であったかどうかは疑わしい。そしてモンゴル・元朝期にいたっても同じような高位の僧に對する尊稱でありえた。ウィグル人に身近な漢人僧にも尊稱となった。また、シラヴァンティやシェリのように寺院組織の稱號らしく使用される事例を認めない。ただ人名の構成部分だけにしかみえないことは、この稱號の定義づけを、殘念ながら不確實のままに止める。なお僧の身分といっても妻子を持つ家產僧がかなり大きな社會的役割を果たしたことを認めなければなるまい。

元朝の功臣、ウィグル人の孟速思（元史一二四）について、程鉅夫撰「武都智敏王述德碑」[110] に、「父諱阿里息思、爲本部都統」とある。この都統がウィグル語の tutung を解く鍵になると考えたこともある。たまたまガバイン女史發表のトゥルファン出土、人物群の版畫斷片は、[111] フランケ H. Franke によって、奇しくも孟速思の一族の人物群であることが突き止められた。[112] 孟速思の父、阿里息思にあたる人物像に「父阿荅荅朶」（阿荅は Uig. ata: 父の意味）と名札がある。フラン

ケは荅朶を Uig. tutuq〔都督〕の不完全な音譯とみなしたが、tutung ではありえないだろうか。この木版畫斷片には孟速思の孫の世代までみえ、かなり時代が降る。父祖の稱號の痕跡が殘ったのである。おそらく經典版本の扉畫で、孟速思一族の如來供養圖といったものであろう。長男は脫因（Uig. toyïn: 僧）と名付けられるなど佛敎徒だったことは閒違いないが、父の阿里息思の像は、いうまでもなく僧形ではなく、決定的證左に缺けるのである。

註

（1）toyïn が「道人」に起源することについて、これまで異論はない。（Cf. AGr p. 373a; ED p. 569a; DTS p. 572b). toyïn が僧（比丘）を意味することは、"šakimun burxan šazïnïntaqï ävdin barqtïn ünmiš toyïn šmnanč šrmïrï šrmïnč-lar-nang arïγ čaxšaput-larïn artatdïmz."（釋迦牟尼佛の法において家より財より出たる、bhikṣu（Skt.: 比丘）、bhikṣunī（Skt.: 比丘尼）、śrāmaṇera（Skt.: 沙彌）、śrāmaṇeri（Skt.: 沙彌尼）たもの清い戒律をわれらは增加せしめた）〔Tekin 1980, 1 Teil, p. 175/176: 174v14—18〕などとあり、またブラーフミーの Skt. -Uig. テキストの斷片（トゥルファン出土）に、"bhikṣuo: toyiṃ ä"（o Mönch (?) o Mönch!）〔Gabain 1954: A19, p. 12〕などとある。Cf. Aalto 1957, p. 18. なお "sizing toyïn dintar bolmïsïngïz yïnčuru töpün yukünür-biz"（なんじが僧となりたるに、われらは恭しく敬服する）〔Tekin 1980, op. cit. p. 59: 18v 14—16〕などとあみえ、dintar（<Sgd. dēndār: Elekte im Manichäismus, AGr p. 335）もまた、僧の意味で行われた。

（2）『佛祖歷代通載』卷三六「大都妙善寺比丘尼舍藍藍」の傳に、「皆敬以師禮、稱曰八哈石、北人之稱八哈石、猶漢人之稱師也」とあり、元・程鉅夫撰『程雪樓文集』上、卷八「秦國先墓碑」に、「八哈室著、漢云博士也」（三五五頁）という。八哈石、八哈室が baxšï の音寫であることはいうまでもない。

（3）Uigurica (I), p. 14 (SEdTF I. p. 14).

（4）USp p. 299: Название Должности; AGr p. 375: Zivil-Gouverneur; DTS p. 593: Название Должности и Титул; Caferoğlu, UTS p. 255: Antroponim, Memuriyet adı.

（5）Gabain 1961, p. 79, n. 51.

（6）竺沙雅章「敦煌の僧官制度」『東方學報』京都三一（一九六一）、『中國佛敎社會史研究』同朋舍出版一九八二、三二九—四二五頁所收等。

（7）Zieme 1981c, pp. 255—256; Zieme 1980a, p. 206. n. 61: "Tutung ist ein Titel, der (nach einer freundlichen Auskunft von Prof. A. Fujieda) auf chinesisch 部（僧）

統 *Du (seng) tong* zurückgeht und ein Klosteramt bezeichnet, das dem Abt vergleichbar wäre."

(8) Cf. J. Hamilton, À propos de S/S'LY en ouïgour, *Proceedings of the Thirty-First International Congress of Human Sciences in Asia and North Africa*, Tokyo-Kyoto 1983, I, Tokyo 1984, pp. 338—339.

(9) *Journal Asiatique* 272 (1984), pp. 433—434.

(10) 馮家昇 一九五三′ 五頁。贊寧『大宋僧史略』巻中：「沙門都統」′ 大正五四′ 二二二六′ 二四三頁。塚本善隆『魏書釋老志の研究』内外印刷 一九六一′ 四七′ 二二四頁。湯用彤『漢魏兩晉南北朝佛教史』五二二頁參照。

(11) 道宣『廣弘明集』巻二四′ 大正五二′ 二二〇三′ 二七二頁中參照。

(12) 大正五〇′ 二〇六〇′ 四九六頁中。

(13) 大正五〇′ 二〇六五′ 一〇一六頁中。

(14) 藤枝晃「敦煌の僧尼籍」『東方學報』京都二九′ 一九五九′ 二九三—二九五頁。竺沙雅章『中國佛教社會史研究』同朋舎 一九八二′ 三六〇頁參照。

(15) A. von Le Coq, *Chotscho*, Berlin 1913 (rpr. Graz 1979), Tafel 16.

(16) 大正五〇′ 二〇六一′ 七一九頁下。

(17) 森安 一九八五′ 五六—五八頁。

(18) 陳垣撰『釋氏疑年錄總目』一三葉上（〇〇一四頁）。

(19) 本文人名（一九）′ 註(68)參照。

(20) 資料：敦煌寫本 Pelliot chinois 3672 Bis. 參考：森安 一九八五′ 三六頁′ 註(47)。商務印書館編『敦煌遺書總目』北京 一九六二′ 二九二頁右（三六七二乙）。

(21) A. von Le Coq, Türkische Manichaica aus Chotscho III, APAW '22—2 (SEdTF I) p. 40: Nr. 23, Rückseite (6). なお′ 森安氏は′ 前註(20)の敦煌寫本についての專論「敦煌と西ウイグル王國——トゥルファンからの書簡と贈り物を中心に——」『東方學』（近刊所收）において詳しく論說される。參照されたい。

(22) 資料：T III T. V. 56〔a〕(SEdTF Faks. IV, Tafel 3; Müller, 1908, p. 14)；王重民 一九五一′ 四六頁′ 一三三葉裏二〇行。T I D 195 (U 4627) (Hazai 1975, p. 95: 192); T I D 523 (U 2330)r5 (Zieme 1976, p. 769). 參考：森安 一九八五′ 五八—六〇頁。

(23) Zieme 1985 (BTT XIII), p. 164.

(24) Müller 1910, p. 81: 7—69.

(25) 資料：T I Kš. 12 (U 935) (Röhrborn 1971, Tafel VII, p. 20/21: 108—118); T II M 12—848 (U 2769) etc. (Warnke 1978, p. 6, 43, n. 26). 參考：Zieme 1981a, pp. 93—94; Zieme 1981c, p. 241, n. 43.

(26) 原文 T II M 12—848 (U 2769): Warnke 1978, p. 43, n. 26, Recto 2—5: 〔yänä〕 il ävirmiš alp qutluγ ärslan ata ügä bäg 〔qadïr baš〕-nï〔ng〕 üklit tngrim-ning, učunč oγlï oγ〔ul〕 küdägü q̈u〔tadmïš〕 baš öz ïnanč totuq bäg-ning ögi 〔qangï bo〕 iki qutluγ-lar üčün ävirtgäli ötünmiš ö〔tügingä〕. Cf. Zieme 1981a, p. 93: "... auf Bitten des

Qutadmiš Baš Öz Inanč Totoq Bäg, des dritten Sohnes und Schwiegersohnes von İl Ävirmiš Alp Qutluγ Arslan Ata Ügä Bäg Qadïr Baš und Üklit Tngrim übersetzt hat.” 安部健夫『西ウィグル國史の研究』彙文堂書店　一九五五、三四四頁參照。

(27) Zieme 1981c, p. 241, n. 43.

(28) 資料：T I χ 543 (Ch/U 7479): Zieme 1981c, p. 251.

(29) 資料：上記　大正四五、一九〇四、九〇五頁、及び一九〇五、九一五頁。參考：『至元錄』大正別卷二、二五、一七九頁。『元史』卷一三〇、阿魯渾薩理傳。百濟・小田　一九八三、一九五頁。

(30) また『佛祖歷代通載』卷三五の「敕賜乞台薩理神道碑銘」には「早受浮圖法於全末利可吾坡地沙」とみえる。

(31) 資料：T II M 12—22 (U 2710) etc.: Warnke 1978, p. 61 (248) etc. Cf. Zieme 1981a, p. 93.

(32) BM Or. 8212—75A: 羽田亨　一九二五（一九五八、一六九頁）。庄垣内　一九七六（一九八二、九頁）。Cf. Warnke 1978, p. 44, n. 27; Zieme 1980a, p. 208, n. 61.

(33) 資料：Mainz 304: Zieme 1981a, p. 93.

(34) 資料：U 2593: Zieme 1981a, p. 93.

(35) 資料：U 3059: Zieme 1981a, p. 93.

(36) 資料：吉川小一郎將來寫眞。參考：百濟・小田　一九八三、一九三—一九五頁。森安　一九八三。小田　一九八五、一二一—一二七頁。

(37) 資料：Arat 1965, ETŞ No. 15, pp. 160—161. 參考：百濟　一九八五。

(38) 資料：Arat 1965, ETŞ No. 12, pp. 124—125.

(39) Zieme 1985 (BTT XIII), p. 178: 49. 90n.

(40) 資料：敦煌將來 Or. 8212 (109): Zieme・Kara 1979, p. 162 (1009), p. 329 (46b). 參考：羽田亨　一九二五（一九五八、一六二—一六三頁）。

(41) 資料：『至元錄』大正別卷二、二五、一七九頁。

(42) 資料：黃文弼『吐魯番考古記』圖版一一、二九頁。參考：馮家昇　一九五三、五頁。「觀音奴」のウィグル語の音寫については人名（二）、註(24)參照。

(43) 資料：BM Or. 8212—75A, ch. XIX, 001a. 參考：羽田亨　一九二五（一九五八、一六九頁）。庄垣内正弘　一九七六（一九八二、九頁、六八—六九頁）。なお、切り離された tu は tutung の省略とみられる。註(98)參照。

(44) Tekin 1980, 1. Teil, p. 144.

(45) 『元史』本紀卷三六（六右一—三）に「(至順三年四月乙丑の條)、國師必剌忒納失里沙津愛護持不軌、……伏誅、仍籍其家以必剌忒納失里沙津愛護持妻丑丑」とある。百濟　一九八五參照。また、『元史』本紀卷七（五右八）に「(至元七年)九月庚子、敕僧道・也里可溫、有家室、不持戒律者、占籍爲民」、『元史』本紀卷三三（一九左二）に「(天曆元年十月)、敕天下僧道、有妻者、皆令爲民」とあり、家產・妻子を持つ僧侶の存在を裏書きする。

(46) ツィーメ氏は “Dass *Tutung* dann aber auch (sekundär) in Personennamen vorkommen konnte, deren Träger

nicht den Stand eines *tutung* innehatten, zeigt die von den Novizen (*šabi*) *Ata Tutung* in Auftrag gegebene Abschrift des *Cibei daochang chanfa*〔慈悲道場懺法：筆者註〕”（1980a, p. 208, n. 61）といい、ハミルトン氏も “Or, l'emploi extrêmement fréquent du titre *tutung* en turc ancien, attribué parfois même à des novices, denne à penser que ce titre tendait à se dévaluer considérablement chez les Ouïgours—processus qui implique, lui aussi, un délai plus ou moins long.”（1984, p. 435）といって、ツィーメ氏とほぼ同じ意見のようであるけれども、Šabi Ata Tutung を沙彌の身分と考えることには賛成でない。本文人名（六）参照。

(47) 第四文書はマーロフ S. E. Malov がウルムチ（一九一三年）で入手し寫眞を附けて解讀・ロシア語譯を最初に公表した（PDP pp. 201—204）。これを除く三文書は中國の西北文物考察隊（一九五三年）によってトゥルファンから將來されたが、もと高昌城址（カラホージョ）で發見されたものという。これらは、捷尼舍夫（Э. Тенишев）・馮家昇（一九五八）によって新發見の文書として、上記第四文書の再解讀を附錄して發表された。また馮家昇らは、若干の修正を行いロシア語でも公表した（一九六〇）。山田敎授（一九六九）は三文書を再檢討し重要な訂正をなし、とくに第三文書の性質について解放文書であることを突き止めた。うち二文書（第二、三文書）は別に奴隷文書關係の研究に收錄した（一九七二a）。その後第三文書の一部についてリゲティ L. Ligeti の提案があり、さらに耿世民（一九七八）は第三文書を原文書に依據して檢討を加え、再度別に發表した（一九八一）。一方山田敎授も第三文書の改訂研究を行い第四文書の一部に言及した（一九八一）。なお第三文書は梅村氏の研究に引用され、第四文書は別にアダムス B. S. Adams（一九六八）が言語學的注解を行ったほか、クラーク L. V. Clark（一九七五）、カラ・ツィーメ G. Kara-P. Zieme（一九七七）、ツィーメ P. Zieme（一九八五）などによって部分的に關說されている。山田敎授と耿世民氏との間には異論があり、また第四文書の讀解はまだ不完全であるにしても、歷史資料としての利用が可能になったのである。

(48) 捷尼舍夫・馮家昇　一九五八。Фэн-Тенишев 1960, 山田一九六九（Feng Pint No. 1）。

(49) 捷尼舍夫・馮家昇　一九五八。Фэн-Тенишев 1960, 山田一九六九、一九七二a（Feng Pint No. 2）。

(50) 捷尼舍夫・馮家昇　一九五八。Фэн-Тенишев 1960, 山田（Yamada）一九六九、一九七二a、一九八一（Feng Pint No. 3）。梅村　一九七七a。耿世民　一九七八、一九八一。

(51) マーロフ（Malov 1951: PDP No. 1）。捷尼舍夫・馮家昇一九五八。アダムス Adams（一九六八）。第四文書三一行 kängiläšip, “расширять, шуметь”（PDP p. 393a）、「擴大」（捷尼舍夫・馮家昇　一九五八、一一八頁）はアダムス（Adams 1968, p. 62, n. 16）も疑問視する。前後の文脈からすれば、「仲違いしている」の意味で、漢語「嫌忌」の動詞化語であるかも知れない。文脈の讀みとり方を除け

は、不明語はこの一語である。

(52) 捷尼舍夫・馮家昇（一九五八、一一九頁）が定惠大師を「主人」とするのは、「回鶻文定惠賣奴契」（馮家昇　一九六〇）の誤讀によるもので、耿世民（一九七八、一九八一）の再解讀によって問題は解消された。山田教授も愁訴された奴隷主はシウサイ大師とする（山田　一九八一、三八三頁）。

(53) 第三文書八行：捷尼舍夫・馮家昇（一九五八、二三頁）は "qïnïγ yaš-lïγ"（結實的年青的）（一一五頁）と讀んだが、耿世民の "qïrq yaš-lïγ"（四十歳）が正しい。

(54) 第三文書一〇行："ägiläp ägirläp" の讀みを訂正し "igälläp asïrap" とした（耿世民　一九七八、四五頁、一九八一、二七八頁）を採りたい。

(55) 捷尼舍夫・馮家昇　一九五八、圖版三參照。

(56) 第四文書一三行：burunča は「始めから、あらかじめ」の意味。Cf. Adams 1968.

(57) 第四文書一五行："song qalsar" を訂正し、"sük qalsar" とする山田教授（一九六九、一二一頁、一九八一、三八二頁）の讀みに從う。

(58) Ramstedt 1940, No. 2: 山田　一九七二a、一八二—一八三頁。

(59) 土肥義和、敦煌講座3『敦煌の社會』（池田溫編）、大東出版社　一九八〇、三五六頁。

(60) "tört maxaračtängrilär"（四天王：Skt. catvāro-mahārājānaḥ）中村元『佛教語大辭典』、上、五二七頁參照。

(61) "yiti äkä baltïz tärimlär (tängrimlär)"（七母天：Skt. sapta-mātṛ）捷尼舍夫・馮家昇　一九五八、一一四—一一五頁。『望月佛教大辭典』二、一九二五頁：七母天參照。

(62) 第四文書二四行。

(63) 捷尼舍夫・馮家昇　一九五八、一一九頁。

(64) 山田　一九六九、二〇三頁（八三）參照。

(65) 山田　一九六九、二〇二頁（八二）參照。また、この漢文の解釋には名古屋大學文學部東洋史學研究室並びに同じく教養部助教授津田芳郎氏のご助言を得たことを記して感謝の意を表す。

(66) 『新疆出土文物』（北京、文物出版社　一九七五）の圖版二〇〇（一三八頁）「回鶻文定惠賣奴契」がそれで、馮家昇（一九六〇：第一文書）、耿世民（一九七八、一九八一）の解讀が發表されている。わたしは次のように讀む。

1 luu yïl toquz-unč ay tört
2 yangïqa mn tiguy tayši ängür
3 -ning šayoši-qa satmiš qul
4 -ning yol-inta šayoši bilä
5 yarašïp šayoši-qa yoq birip
6 kitdim sayïn buqa-tïn öz
7 -kyä. kimtin mä čam čarïmqa
8 kälsär mn tiguy tayši
9 bilirmn tanuq tangut buqa mn
10 tiguy tayši bitidim

龍年第九月初四
日にわれ定惠大師はヒンギュル

の蕭氏に賣渡した奴隷
に關して蕭氏と合意し
蕭氏へ〔殘り〕なく支拂い
終った。〔奴〕サイン＝ブカから
自ら、誰からも異議申し立てに
來れば、われ定憲大師が
知る。證人タングート＝ブカ。
われ定憲大師が書いた。

(67) 馮家昇發表の圖版寫眞はほとんど讀み取りえないが、「蔡氏」と解讀された文字は「蕭氏」の崩し字體ではあるまいか。そうであるならば、小手諸 (xiao yu zhu)〔第一文書〕、Sayosi/Šayošï〔馮家昇 一九六〇、第一文書〕、Siosi/Šyošï ～蕭氏 (xiao shi)〔馮家昇 一九六〇、第一文書〕は同一人物の音寫で、本來の漢人名は蕭氏ではないか。

(68) 資料：捷尼舍夫・馮家昇 一九五八、圖版三。參考：山田 一九八一、三七七頁。Zieme 1980a, p. 214, n. 95.

(69) 資料：Ramstedt 1940 (2), pp. 6—7：山田 一九七二a (一五)、一五〇—一五一頁。Zieme 1981c, p. 249.

(70) 資料：Ramstedt 1940 (2), pp. 6—7：山田 一九七二a (一五)、一五〇—一五一頁。

(71) 資料：USp No. 74 (T II D 147a)；Zieme 1981c, p. 249.

(72) 資料：3 Kr. 38 (USp No. 110)：山田 一九七二a (五)、二〇八—二一二頁。

(73) 資料：TM 222, D 51 (USp No. 52)：山田 一九七五b、四二三—四二九頁 (挿圖a、c)。

(74) 資料：Ramstedt 1940 (1). Cf. Zieme, p. 190, n. 14.

(75) 資料：USp No. 47：山田 一九七五b、四二六—四二七頁 (挿圖b)。

(76) 資料：USp No. 51, Tafel 2：山田 一九七二b、四七九—四九九頁。

(77) 資料：USp No. 51, Tafel 2：山田 一九七二b、四九七—四九九頁。

(78) 資料：T III M 205 (U 3908)：Zieme 1974b Abb. 1, pp. 295—308.

(79) 資料：『吐魯番考古記』圖版一〇四、一一〇頁：護 一九六三、七二三—七二四頁。USp No. 118 (3 Kr. 30a).

(80) 資料：Ry 1097b：山田 一九六七、圖版三、八〇—八二頁。

(81) 資料：T II Čiqtim No. 2：USp No. 63；山田 一九六五、一〇〇—一〇二頁。

(82) 資料：USp No. 113 (3 Kr. 33).

(83) 資料：T II Čiqtim 5 (USp No. 78)：Arat 1964, pp. 62—63, Plate 4. I (p. 72)；梅村 一九七七a、四八五—四八七頁。

(84) 資料：T II 604 (U 2477)+T II 637 (U 2505) r5a：Zieme 1985 (BTT XIII), p. 182, n. 53—1.

(85) 資料：T I T 301 (U 2378), Zieme 1981a, p. 85.

(86) Zieme 1981c, pp. 254—258.

(87) ツィーメ氏 (1981c, p. 255) の解釋に從う。

(88) igälä- (主宰する) <igä (主人) <iyä, i-ä (cf. ED 41a)

はウイグル文獻では比較的後期のものにみえるので、これら官吏はモンゴル元朝・チャガタイ後王家に關すると考える。

(89) 資料：SJ O/54: URD No. 1, 山田 一九七二b、五〇〇—五〇二頁。SJ O/70: URD No. 2; 山田 一九七二a、二四二—二四五頁。

(90) 資料：SJ O/55: URD No. 3, 山田 一九七二a、二四六—二四九頁。

(91) 資料：SJ O/55: URD No. 3, 山田 一九七二a、二四六—二四九頁。

(92) 資料：T II D 373a (U 5250) (USp No. 83); T II D 373b (U 5249) (USp No. 84): Zieme 1981c, p. 241, 248. Tafel XIX.

(93) Malov 1932 (URD No. 1), 江上波夫 一九三八、山田 一九七二b (二) 參照。

(94) Malov 1932 (URD No. 2), 江上 一九三八、山田 一九七二a (三)、梅村 一九七七a 參照。

(95) Malov 1932 (URD No. 3), 江上 一九三八、山田 一九七二a (四) 參照。

(96) Zieme 1981c 參照。

(97) Zieme 1981c 參照。

(98) 『元史』や『遼史』には佛教用語に「奴」を附けた人名が頻出する（田村實造編『元史語彙集成』一九六一、若城久治郎編『遼史索引』一九七九參照）。なお、Qayïmtu (Qayïmdu; cf. Zieme 1980a, p. 208, n. 61), Tayšingdu (Zieme 1978, p. 83) は慎重に扱う必要がある。

(99) ツィーメ氏は "kičir(?)" として、"kičig" (Junge, Schüler) と讀み替えうる可能性を追求している。Cf. Zieme 1981c, p. 248, n. 64; p. 251 (Z. 21).

(100) この受領書は「鷄年、第四月十八（日）に Kingdsuin Šila〔-vanti〕のところにある七十（二人？）の kičir(?)/kičig（門弟？）を私 Titso Šila〔vanti〕が受領した。證人 Asan Tutung。このタムガは私 Titso Šilavanti のものなり」とある。また出土記號〔T II D 373b〕(Dakianusšahr: 高昌故城發見) から同一場所發見の、同一日附で同一證人の受領書がある。「鷄年、第四月十八（日）に Murut 寺院に（所屬の？）Qošmïš 學者が殘したマットレスと場所〔寢所のことか〕に（ある？）Kingdsuin Šila（の）一つの古いマットレスと一つの古い式服を私たち Toyïn Qulï Šila, Kamtsuin Šila らは受領した。證人 Asan Tutung なり」とある。この二通の受領書は Kingdsuin Šilavanti が自分に所屬したものを處分したのに對し交付された受領書であったのであろう。Kingdsuin が一括して保管していたに違いない。なお、ツィーメ氏は後者の文書を次のように譯す。"Die (von) dem zum Murut-Vihāra (gehörenden) Ayaγqa Tägimlig Qošmïš abgelegten Decken und Bettstellen, eine alte Decke (und) ein altes Gewand (von) Kingdsuin Šila haben wir, Toyïn Qulï Šila (und) Kamtsuin Šila, empfangen." 私は多少讀みかえたが確實ではない。また、この Murut-Vihāra と第五文書等にみえる Murutluq 阿蘭若處と同一寺院と考えることを排除すべきではないとも い

ろ。ともかく兩受領書と Murutluq 阿闍黎との關係がもう一つ明らかでないことが難點である。 Cf. Zieme 1981c, pp. 241—243.

(101) 中村元『佛教語大辭典』東京書籍 一九七五、一四一一頁。Zieme 1979, Uigurisch lab "Spende", AoF VI, pp. 275—277.

(102) ウイグル證文の連約罰文言に、大軍または大宗、すなわちモンゴルの大カーンくの科料が記載される例がある。カンの個人名の出る例は他にないが、字面より大宗オゴタイのことと信じたい。參考：梅村坦 一九七七a、〇一三一〇一四頁。Clark 1975, pp. 17—20.

(103) この用語については、アールト P. Aalto (1957, pp. 17—22) の論考がある。翻譯經典では、佛陀のエピテートとして Skt. arhan に對應し、また舍利弗 (Śariputra) のエピテートに用いられた例が指摘される (Müller 1920, p. 88)。ウイグル證文では雅號ないし恭しく呼び掛ける言葉とみている (p. 19)。ツィーメ氏は "Titel des Abts" とする (1981c, p. 239)。梅村 一九七七a、〇二八頁參照。

(104) arayadana～aryadana の例は、"arayadan sanga[ra]m" (Müller 1908, p. 14 (5)); "qïsïl aryadan" (T I D 523 v. 3: Zieme, 1976, p. 769) などとあり、一般寺院の "vrxar sangram" (Müller, 1915, p. 23); "xavxasï vrxar" (Müller 1910, p. 88: 73; cf. Ligeti 1961, p. 236); "puking sï vrxar"〔普慶寺〕(Kara-Zieme 1976, p. 66n) に對する、敦煌文書の「闍黎」にあたるものである。

(105) Cf. Arslan Bilgä Tngri İlig Könčük Ïduq-qut (Zieme, 1985, p. 156 (Text 40. 30); Köl Bilgä Tngri İlig (Müller, 1915, p. 6. 3) etc.

(106) 荻原雲來編『漢譯對照梵和大辭典增補改訂版』講談社 一九七九、一三八六a。なお山田近刊資料 TM 88 (6) に "s[a]l(ay)q šäli sngisdvri bolu(p)" (Salayq Šäli が sangisḍvri となって) とある。同資料一〇行目をツィーメ氏は引用して、"[mn] ögrünč qy-a säli-lär-kä ayïdïp bitidim" ([lch] Ögrünč Qy-a, habe (das Schriftstück) nach Diktat durch die Sälis geschrieben.) とし、このテキストは säli の社會的地位の判斷に特に重要のようにみえるという (Zieme 1981c, p. 251)。

(107) Kara-Zieme (1976, p. 66: B101ff.) の版本斷片 (Avalokiteśvara Sādhana の板刻識語) T I u (U 4124) に「癸酉歲（一三三三年）第五月十五（日）に、"biz puking sï vrxar-lïγ šilavanḍi-lar"（われら普慶寺の šilavanti たちは）、この儀軌にて修行しよう。思慮あるものたちく弘めよ」とある (cf. Zieme 1981d, pp. 397—398; Some Remarks on Uigur Block Prints 京都大學文學部 第一回內陸アジア研究例會講演 一九八〇、六、一一)。大都の普慶寺は元朝皇室の信仰篤く、『元史』にみえる。（卷一五、一三左一。卷二七、一六左四。卷二八、一四右二。卷二九、一一右一〇、一六右一〇。卷三三、四左三）。なお、普慶寺には律師がいたことがわかる（『佛祖歷代通載』卷三六、六九右）。あるいは、šilavanti は律師にあたる可能性はあるまいか。

ウィグル文獻で、šilavanti を稱したものは、第五文書の Vaptso, Toyïn, Qutadmiš Apa, Nomdaš, Buyančoγ のほか、第三文書の Toynaq Šilavanti, さらに Bay Yakä Šila, Taylidu Šila (第三文書)、Čintso Šila (第一文書)、Titso Šila, Kingdsuin Šila (第四文書)、Toyïn Qulï Šila, Kamtsuin Šila (第四文書關連、註(8)參照)、Misïr Šila (カイムトゥ關係文書の代書人、賣主: Zieme 1980a (3. 10; 6. 9)、山田 一九七六(一、一二)、Bodi-tuvača Šila, Buitso Šilavanti (Zieme 1985, p. 164, 165 (46. 1)), Šingsun Šila (Zieme 1985 p. 177 (49. 88)) などがあり、šila は šilavanti の略稱とみられる。なおゲゼクリク壁書 (Le Coq, *Chotscho*, Tafel 21) の "šila vânde" が留意される。

(108) この第五文書(五)の文面に、「ムルトゥルク阿蘭若處に住まうもの、šilavanti-lar-nïng kičig-lär-i säli-lär-i (šilavanti たちの kičig (侍者、徒弟) たちや säli たちは)、衆徒から(を)國民から(を)勞役に引き出さないよう、われらはおぼしめしたもうた」とあることによって、säli は šilavanti の下位にあって、kičig と同列であるとツィーメ氏はいう。錯綜した säli [SLY: salï/sali/säli/säli] 問題についてツィーメ氏の解釋を箇條書にまとめると、次のようであろう。(一)、最低位の僧階の säli は、接辭の形からウィグル口蓋音の säli である。(二)、人名を構成する語形は ṣ と二點記號を持つことから šalï または šäli である。(三)、Tikhonov の Skt. sali (多分 šälin) 起源説も棄てがたい。(四)、元史料の漢字名の salï (薩理など) は一應切り離して考える。これに對して、「闍梨」起源説を提出したハミルトン氏 (一九八四) は、人名の構成部分と稱號ともに säli の語形で、ウィグル人の間に高位の僧稱號として使われたことを示唆する。なお、ツィーメ氏は、sangisdvri säli (第五文書、上記本文(六)のハ註(106)參照) の註釋で、sangisdvri に關する貴重な資料を見いだしている。"ol sangram-däki sangisḍvri šï ačarï" (その僧院の Sangisdvri 師 阿闍梨) [T II S 91 (U 4696)], "uluγï sanggistri toyïn ..." (その長なる sanggistri 僧) [T II S 89c (U 1800) r8—9] と TM 88 (U 5280) である。TM 88 資料は、山田近刊資料の土地賣渡契約書の斷片で、買主 Savičï Tuḍung, 賣主 Salayq Šäli ほかの šäli たちで、Ögrünč Qya が代書人である。"(bi)ṣing ..... s[a]l(ay)q (š)äli sngisdvri bolu(p) kim ki(m) ..... qïlmaṣun-lar" (われらの ..... Salayq Šäli が sangisdvri となって、誰彼 [も係爭] してはならない) (五—七) とある。また Tekin 刊行の Maitrisimit 書寫識語 (1980, 1 Teil p. 260: 219v4—6) に、"tngri klanpatri kši ačarï bašlap qïrq säli-lär bkčanqa yrlïqanïšta" (Tngri Klanpatri 師 阿闍梨を始めとする四十 (人の) säli たちが安居にめされたときに) とある。以上の資料と「住持」證書とを勘案してみると、寺院で安居 (修行) するものを säli と呼んでいる。その上座 (長老) が sangisdvri (Skt. saṃghasthavira) šäli と呼ばれたと考えてもよいかも知れない。ともかく安居 (修行) の道場にある者が šäli と稱されていたのである。

(109) これまでの tuta turγu bitig の解釈については，ツィーメ氏の引用 (1981c, pp. 238—239, 254) を参照されたい。

(110) 『程雪樓文集』上，卷六，一二七頁。

(111) A. von Gabain, Ein chinesisch-uigurischer Blockdruck, *Tractata Altaica* (Festschrift Sinor), Wiesbaden 1976, pp. 203—210.

(112) H. Franke, A Sino-Uighur Family Portrait: Notes on a Woodcut from Turfan, *The Canada-Mongolia Review*, Vol. 4—1 (1978), pp. 33—40.

引用文献

〔AGr〕: A. von Gabain 1974, *Alttürkische Grammatik*, 3. Auflage, Wiesbaden.

〔ED〕: G. Clauson 1972, *An Etymological Dictionary of Pre-Thirteenth-Century Turkish*, Oxford.

〔DTS〕: Akademija Nauk SSSR 1969, *Drevnetjurkskij slovar'*, Leningrad.

〔ETŞ〕: R. R. Arat 1965, *Eski Türk Şiiri*, Ankara.

〔PDP〕: S. E. Malov 1951, *Pamjatniki drevnetjurkskoj pis'mennosti*, Moskva-Leningrad.

〔SEdTF, Faks〕: G. Hazai; P. Zinme 1981, *Sprachwissenschaftliche Ergebnisse der deutschen Turfan-Forschung*, Faksimiles Bd. 4 Leipzig.

〔URD〕: S. E. Malov 1932, Ujgurskie rukopisnye dokumenty ekspeditsii S. F. Ol'denburga, *Zapiski Instituta Vostokovedenija Akademii Nauk SSSR* 1, pp. 129—149.

〔USp〕: W. Radloff 1928, *Uigurische Sprachdenkmäler*, Materialien nach dem Tode des Verfassers mit Ergänzungen von S. Malov herausgegeben, Leningrad.

〔UTS〕: A. Caferoğlu 1968, *Eski Uygur Turkçesi sözlüğü*, İstanbul.

P. Aalto 1957, Ayaγqa tegimlig, *Studia Altaica*, Festschrift für Nikolaus Poppe, Wiesbaden, pp. 17—22.

B. S. Adams 1968, Notes on a Uyğur Text. TDAYB '68, pp. 53—57.

R. R. Arat 1964, Eski Türk hukuk vesikaları, JSFOu 65—1 pp. 1—77.

L. V. Clark 1975, Introduction to the Uyghur Civil Documents of East Turkestan (13th—14th cc.), Bloomington 〔Dissertation〕.

江上波夫 一九三八「(譯) マーロフ，オルデンブルグ探檢の回鶻文書」『蒙古學』三，一三九—一六〇頁。

馮家昇 一九五三「回鶻文寫本〝菩薩大菫三藏法師傳〟研究報告」『考古學專刊』丙種第一號，一一三六頁。

Фэн Цзя-шэн; Э. Тенишев 1960, Три новых Уйгурских документа из Турфана, *Problemy vostokovedenija* '60—3, pp. 141—149.

馮家昇 一九六〇「回鶻文契約二種」『文物』一九六〇—六，三三—三四頁。

A. von Gabain 1954, Texte in Brāhmīschrift, TTT VIII,

ADAW '52—7.

A. von Gabain 1961, Das uigurische Königreich von Chotscho, SDAW, 1961—5.

耿世民　一九七八、「兩件回鶻文契約的考釋」『中央民族學院學報』一九七八―二、四三―四九頁。

耿世民　一九八一、「兩件回鶻文賣買奴隸文書的考釋」『民族語文論集』二七二―二九一頁。

J. Hamilton 1984, Les titres säli et tutung en ouïgour, JA 272, pp. 425—437.

羽田亨　一九二五、「回鶻譯本安慈の俱舍論實義疏」（白鳥博士還曆記念東洋史論叢）『羽田博士史學論文集』下卷（一九五八）一四八―一八二頁。

G. Hazai 1975, Fragmente eines uigurischen Blockdruck-Faltbuches, AoF 3, pp. 91—108.

黃文弼　一九五四、『吐魯番考古記』（考古學專刊丁種第五號）、科學出版社（再刊一九五八）。

G. Kara; P. Zieme 1976, Fragemente tantrischer Werke in uigurischer Übersetzunge. BTT VII.

G. Kara; P. Zieme 1977, Die uigurischen Übersetzungen des Guruyogas 〈Tiefer Weg〉 von Sa-skya Paṇḍita, BTT VIII.

百濟康義　一九八五、「Prajñāśrī とウイグル語 Upāliparipṛccha」『日本佛教學會年報』五〇、六七―八九頁。

百濟康義・小田壽典　一九八三、「ウイグル譯八十華嚴殘簡、附安藏と四十華嚴　西域出土佛典の研究（指定研究　主任　井ノ口泰淳）」『佛教文化研究所紀要』（龍谷大學）二二、一七六―二〇五頁。

L. Ligeti 1961, Sur quelques transcriptions sino-ouïgoures des Yuan, UAJ 33, pp. 235—244.

L. Ligeti 1973, À propos d'un document ouïgour de l'époque mongole, AOH 27—1, pp. 1—18.

護雅夫　一九六二、「元代ウイグル文土地賣買文書一通」『岩井博士古希記念典籍論集』七二―七二七頁。

森安孝夫　一九八二、「元代ウイグル佛教徒の一書簡」『內陸アジア・西アジアの社會と文化』山川出版社、二〇九―二二一頁。

森安孝夫　一九八五、「チベット文字で書かれたウイグル文佛教教理問答（P. t. 1292）の研究」『大阪大學文學部紀要』二五、一一八五頁。

F. W. K. Müller 1908, Uigurica, (I). APAW '08—2 (SEdTF I).

F. W. K. Müller 1910, Uigurica, II. APAW '10—3 (SEdTF I).

F. W. K. Müller 1915, Zwei Pfahlinschriften aus den Turfan-funden. APAW '15—3.

F. W. K. Müller 1920, Uigurica, III. APAW '20—2 (SEdTF I).

念常集（元）『佛祖歷代通載』臺北　新文豐出版。

小田壽典　一九八五、On the Uigur Colophon of the Buddhāvataṃsakasūtra in Forty-Volumes. 『豐橋短期大學研究紀

要』二、一一一一一一一七頁。
G. J. Ramstedt 1940, Four Uigurian Documents. Mannerheim, *Across Asia from West to East in 1906—1908*, II, Helsinki.
K. Röhrborn 1971, Eine uigurische Totenmesse. BTT II.
庄垣内正弘　一九七六、「ウイグル語寫本、觀音經相應、一觀音經に關する 'avadāna'一」『東洋學報』五八一一・二、〇一一〇三七頁。
庄垣内正弘　一九八二、「ウイグル語、ウイグル語文獻の研究一「觀音經に相應しい三篇の Avadāna」及び「阿含經」について」『神戸市外國語大學研究叢書』第一二冊。
程鉅夫（元）『程雪樓文集』（元代珍本文集彙刊）上、臺北　一九七〇。
Ş. Tekin 1980, Maitrisimit nom bitig. BTT IX, 2 Vols.
捷尼舍夫・馮家昇　一九五八、「回鶻文獄通（善獄）賣身契三種、附控訴主人書」『考古學報』一九五八一二（二〇）、一〇九一一二〇頁。
梅村坦　一九七七a、「違約罰文言のあるウイグル文書」『東洋學報』五八一三・四、〇一一〇四〇頁。
梅村坦　一九七七b、「一三世紀ウイグリスタンの公權力」『東洋學報』五九一一・二、〇一一〇三二頁。
I. Warnke 1978, Eine buddhistische Lehrschrift über das Bekennen der Sünden. Fragmente der uigurischen Version des Cibei-daocha AW DDR〔Dissertation〕.
山田信夫　一九六五、「ウイグル文賃借契約書の書式」『大阪大學文學部紀要』一一、八九一一一六頁。
N. Yamada 1967, Uighur Documents of Sale and Loan Contracts Brought by Expedition. MRDTB 23 (1964), pp. 71—118.
山田信夫　一九六九、「回鶻文獄通（善獄）賣身契三種」『東洋史研究』二七一二、七九一一〇四頁。
山田信夫　一九七二a、「ウイグル文奴婢文書及び養子文書」『大阪大學文學部紀要』一六、一六一一一六七頁。
山田信夫　一九七二b、「ウイグル文人質文書」『山本博士還曆記念東洋史論叢』山川出版社、四九五一五〇八頁。
山田信夫　一九七五、「ボルミッシュ文書」『松田博士古希記念論集：東西文化交流史』雄山閣、四二一一四三二頁。
山田信夫　一九七六、「カイムトゥ文書のこと」『東洋史研究』三四一四、三二一五七頁。
N. Yamada 1981, An Uighur Document for the Emancipation of a Slave, Revised, JA 269, pp. 373—383.
P. Zieme 1974, Ein uigurischer Landverkaufsvertrag aus Murtuq, AoF 1, pp. 295—308.
P. Zieme 1975, Zur buddhistchen Stabreimdichtung der alten Uiguren, AOH 29—2 pp. 187—212.
P. Zieme 1976, Singqo Säli Tutung, Übersetzer buddhistischer Schriften ins Uigurisch, TA, pp. 767—775.
P. Zieme 1977, Drei neue uigurische Sklavendokumente, AoF 5, pp. 145—170.
P. Zieme 1978, Materialien zum uigurischen Onomasticon, I TDAYB '77, pp. 71—86.

P. Zieme; G. Kara 1979, *Ein uigurisches Totenbuch*, Wiesbaden.

P. Zieme 1980a, Uigurische Pachtdokumente, AoF 7, pp. 197—245.

P. Zieme 1980b, Ein uigurischen Leihkontrakt über Weizen. AoF 7, pp. 273—275.

P. Zieme 1981a, Materialien zum uigurischen Onomasticon, II. TDAYB '78—79, pp. 81—94.

P. Zieme 1981c, Uigurische Steuerbefreiungsurkunden für buddhistische Klöster, AoF 8, pp. 237—263.

P. Zieme 1981d, Bemerkungen zur Datierung uigurischen Blockdrucke, JA 269, pp. 221—232.

P. Zieme 1985, Buddhistische Stabreimdichtungen der Uiguren, BTT XIII.

ON THE TITLE "TUTUNG" IN UIGUR

ODA Juten

From about the tenth to the fourteenth century, the Uigur were the main members of Buddhist society in the Turfan basin, Eastern Turkestan. *Tutung* or *dutong* 都統, which was introduced from China, became a title for Uigur monks of Buddhism and was respected as an honorable name for holy administrators who took the lead of monks and nuns. Later the title was also described as *dutong* 都通 in some Chinese sources. It seems that the Uigur also showed respect to Chinese monks around them. As a matter of fact, the Uigur monks with the title were the translators of Uigur-Turkish and Chinese scriptures of Buddhism, the composers or the compilers of Buddhist poems. Some of them were not only taught by master monks and inherited the traditions of Buddhist family, but were high-ranked monks with a wife and children. It is impossible, at least in Mongol-Yuan society, to ignore the presence of married monks. The personal relationships to Atay Tutung, which were recorded in the civil documents, make it possible to study an aspect of the Uigur Buddhist society of the later thirteenth century. Some official and private documents help us to study how Titso, the son of Qiytso Tutung, came to be venerated as an abbot of Murutluq Monastery. The monastery seems to have been a training hall under the administration of West Uigur State.

BUDDHISM AND KINGS

SADAKATA Akira

Asoka, Kaniska, and many other kings are described in the Buddhist scriptures as most ardent believers in Buddhism. But kings in general show themselves, in their own votive inscriptions, as more sober, rather realistic politicians. Of these two kinds of documents, we may be able